

第 16 回国際被害者学シンポジウムへの若手会員派遣助成の募集

2018 年（平成 30 年）6 月 10 日から 14 日まで香港にて第 16 回国際被害者学シンポジウムが City University of Hong Kong（香港城市大学）と世界被害者学会の共催で開催されます。

つきましては、今年度の日本被害者学会総会にてお知らせ致しましたように、日本被害者学会の若手会員（若干名）に対し、第 16 回国際被害者学シンポジウムにおいて研究報告を行うことを条件※に、シンポジウム参加費用の一部を助成することに致します。

助成を希望される方は、下記の要領を御参照のうえ、日本被害者学会事務局まで御応募頂きますよう、お願い申し上げます。

募集要領

申請資格

- 1 日本被害者学会の会員であること
- 2 被害者学に関する業績があること
- 3 2017 年 4 月 1 日時点で 39 歳以下であること
- 4 第 16 回国際被害者学シンポジウムにおける研究報告の申請（アブストラクト提出）を行っていること（シンポジウムにおける研究報告のアブストラクト提出期限が 2018 年 1 月 31 日となっていますので、申請までに必ず、アブストラクトの提出を行ってください。）

※他にも、下記の条件があります。

- 1 当該シンポジウム終了後、報告書、会計報告、領収書を提出して頂きます。
- 2 原則として、当該シンポジウムに関する（申請者のシンポジウムでの内容を中心とする）報告を次年度の『被害者学研究』に投稿して頂きます。掲載の可否については、編集委員会にて判断させていただきます。

助成額

1 件（1 人）につき 4 万円

（但し、第 16 回国際被害者学シンポジウム参加のための往復航空運賃、宿泊費用又は登録料の一部に必ず充当すること。）

なお、本務校の研究費、科学研究費助成事業、その他の補助金等の助成を受けている場合であっても、助成は妨げない。

申請方法

所定の申請用紙、報告要旨、アブストラクト提出疎明資料を、本被害者学会事務局までお送りください。

申請書提出期限 2018 年（平成 30 年）2 月 10 日（土曜）

審査・決定

日本被害者学会企画委員会において審査・決定を行い、3 月中旬までにその結果を通知します。